



●改正労働基準法案、雇用保険法案等が閣議決定、国会提出へ

～第201回国会提出法律案(R2.2.4提出)～

今年の通常国会では、「全世代型社会保障」の実現を目指し議論が進んでいくと思われませんが、その中でも重要な改正案として、ひとつは残業代など未払い賃金等の請求権の消滅時効を延長する労働基準法の改正、もうひとつは高年齢者雇用安定法や雇用保険法を含む6つの改正法案です。

<労働基準法の一部を改正する法律案の概要>

【改正の趣旨】

民法改正(使用人の給料に係る短期消滅時効廃止)等を踏まえた、労基法における賃金請求権の消滅時効期間等の延長(経過措置あり)

【改正の概要】

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等
 - 賃金請求権の消滅時効 → 5年に延長
 - ※消滅時効の起算点 → 客観的起算点(賃金支払日)
 - ※退職手当、災害補償、年休等 → 現行期間を維持
2. 記録の保存期間等の延長
 - 賃金台帳等、付加金請求 → 5年に延長
3. 施行期日、経過措置等
 - 施行期日:改正民法の施行日(2020年4月1日)
 - 経過措置:当分の間は3年

<雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要>

【改正の趣旨】

高齢者、複数就業者等の就業機会の確保等や、失業者、育児休業者等への給付を行う基盤となる雇用保険制度の安定的な運営を図る

【改正の概要】

1. 高齢者の就業機会の確保及び就業の促進
(高年齢者雇用安定法、雇用保険法)
2. 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等
(労災保険法、雇用保険法、徴収法、労働施策総合推進法)
3. 失業者、育児休業者等への給付等を安定的に行うための基盤整備等
(雇用保険法、労働保険徴収法、特別会計法、労災保険法)

※厚生労働省HP 提出法律案より抜粋

その他トピックス

●『パワハラ防止指針』が正式に告示 (令和2年厚生労働省告示第5号)

パワーハラスメント防止措置が今年の6月1日に義務化(大企業)されることに関連し、1月15日には「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が告示された。この指針には、パワハラに該当すると考えられる例・該当しないと考えられる例が示されている。

●子ども・子育て拠出金「0.36%」へ引き上げの方向(令和2年度)

厚生年金適用事業所においては、児童手当の財源等に充てられる子ども・子育て拠出金を納めることとなっているが、来年度(令和2年度)の拠出金率が引き上げられることが示されている。正式決定すれば、拠出金率は0.36%(現行+0.02%)となる。
※また、令和2年3月分からの協会けんぽの健康保険料率が正式発表された。

●『女性活躍推進法』改正へ (令和2年4月1日に施行)

常時雇用労働者が301人以上の事業主は、令和2年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際には、数値目標を「2つ以上」定める必要がある。また、女性活躍に関する情報公表項目は「2つ以上」となる。

●マイナンバーカードに関する情報

～当面は、窓口での本人確認も～

医療機関での健康保険証としてのマイナンバー利用にはまだ時間を要する為、それまでは健康保険証とともに本人確認書類の提示を求めることができるという通知が厚生労働省から出された。また、Q&Aも出されている。

今月の無料相談会

日時: 2/13(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZNEXT

●最近ご相談の多いテーマ

『身元保証の上限額設定』
について

上記テーマ以外でも、大歓迎です。
ご予約不要、お気軽にお越し下さい。
(KRP4号館3階 BIZ NEXT受付へ)

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員10名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)